

販売等がなされていない既存添加物に関する 消除予定添加物名簿に寄せられた申出について

平成 23 年 2 月

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

標記について、平成 22 年 5 月 18 日付けで官報に告示し、同日から平成 22 年 11 月 17 日まで、ホームページを通じて消除予定添加物名簿の訂正の申出の募集を実施いたしました。また、WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）第 7 条に基づく通報 G/SPS/N/JPN/255）により諸外国からの申出を募集したところ、37 品目について、消除予定添加物名簿からの削除の申出があり、内容を確認したところ、別添 1 に示す 25 品目について、申出に理由があると認められた。したがって、この 25 品目については消除予定添加物名簿から削除することとした。

なお、別添 2 に示す 55 品目（申出はあったが理由が認められなかった品目及び申出がなかった品目）については、既存添加物名簿から消除することとした。

(別添1) 消除予定添加物名簿からの削除の申出があった品目のうち、添加物としての使用が確認された品目 (25 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	021	アラビノガラクトン	
2	070	カテキン	
3	100	キハダ抽出物	
4	113	グッタハンカン	
5	136	ゲンチアナ抽出物	
6	160	ゴム分解樹脂	
7	162	コメヌカ酵素分解物	
8	166	サトウキビロウ	
9	185	ジャマイカカシミア抽出物	
10	187	焼成カルシウム	うに殻
11	212	ソルバ	
12	213	ソルビンハ	
13	233	チルテ	
14	235	ツヌー	
15	238	低分子ゴム	
16	248	動物性ステロール	
17	269	ニガーグッタ	
18	270	ニガヨモギ抽出物	
19	338	ベネズエラチクル	
20	359	マッサランドバチョコレート	
21	360	マッサランドババラタ	
22	405	リンターセルローズ	
23	410	レッチュデバカ	
24	411	レバン	
25	416	ロシディンハ	

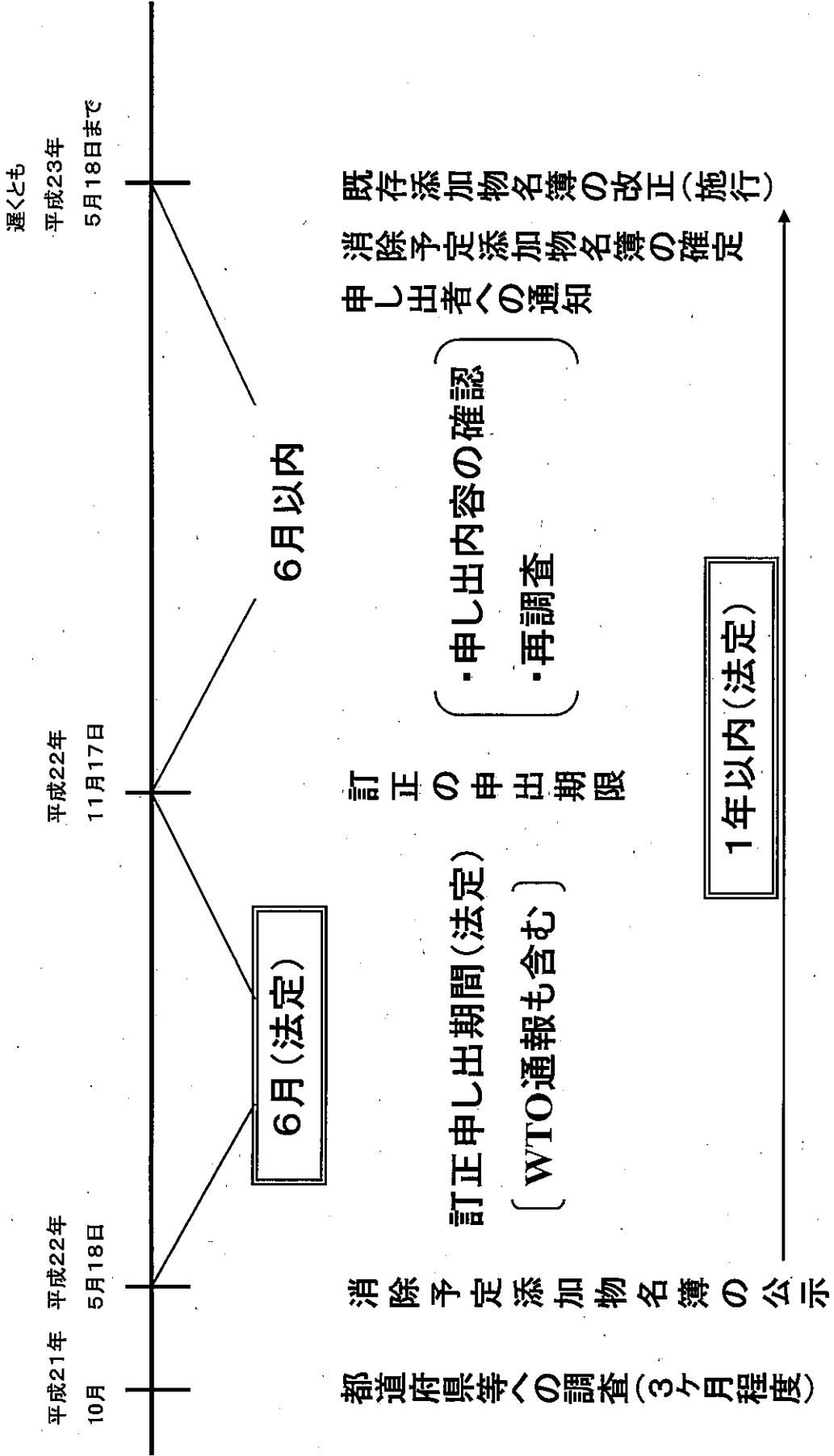
(別添2) 既存添加物名簿から削除する品目 (55 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパル樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	ササ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレログラム	
25	197	スフィンゴ脂質	ウシの脳
26	203	セサモリン	
27	205	セスパニアガム	
28	214	L-ソルボース	
29	226	タンニン (抽出物)	クリの渋皮 タマリンドの種子
30	227	ダンマル樹脂	
31	231	チャ種子サポニン	
32	244	電気石	

33	249	ドクダミ抽出物	
34	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
35	268	ニガキ抽出物	
36	271	ニストース	
37	273	ニューコウ	
38	275	ニンニク抽出物	
39	281	パフィア抽出物	
40	288	ヒキオコシ抽出物	
41	295	ヒメマツタケ抽出物	
42	296	ピメンタ抽出物	
43	331	ヘスペレチン	
44	335	ベニノキ末色素	
45	339	ペパー抽出物	
46	348	ハウセンカ抽出物	
47	349	ホコッシ抽出物	
48	372	メチルチオアデノシン	
49	377	モウソウチク炭抽出物	
50	385	モリン	
51	386	モンタンロウ	
52	388	油煙色素	
53	389	ユーカリ葉抽出物	
54	412	レモン果皮抽出物	
55	419	ワサビ抽出物	

使用実態のない既存添加物の消除の流れについて

別添3



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 住居表示を実施した件（総務一九三）
- ノクム道路建機センター機能強化計画のための贈与に関する件（特許庁二〇）
- イエメン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四九）
- 森林保全計画のための贈与に関する件（日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（同二五〇）
- 淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する件（日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件）（同二五一）
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する件（日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件）（同二五二）
- ギニアビサウ共和国における「ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画」のための贈与に関する件（日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件）（同二五三）
- 消除予定添加物名簿を作成する件（厚生労働二二五）

- 登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁二〇）
- 海上における射撃訓練を実施する件（防衛九七）
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（中部地方整備局七九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

紛失された外交官等身分証明票の無効について（外務省）

国家試験

平成二十二年建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）

〔資料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、特定地域整備事業・農用地整備事業の工事完了関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係、地方公共団体、教育職員免許状失効関係、会社その他

告 示

○総務省告示第九十三号
住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第九十九号）に基づき、次のとおり住居表示が実施された。

平成二十二年五月十八日
総務大臣 原口 一博

- 一 団体名 愛知県蒲郡市
- 二 実施期日 平成二十年四月一日
- 三 実施区域
- 柴町 名 住居表示実施前の町名等
柴町の一部

- 一 団体名 広島県広島市
- 二 実施期日 平成二十年四月十一日
- 三 実施区域
- 安佐南区の一部

- 一 団体名 住居表示実施前の町名等
- 山本新町四丁目 山本町の一部
- 山本新町五丁目 山本町の一部

- 一 団体名 和歌山県田辺市
- 二 実施期日 平成二十年四月二十一日
- 三 実施区域
- 上ノ山二丁目 元町の一部

- 一 団体名 広島県広島市
- 二 実施期日 平成二十年五月十九日
- 三 実施区域
- 安佐南区の一部
- 伴南五丁目 住居表示実施前の町名等
沼田町の一部、佐伯区五日市町の一部

- 一 団体名 広島県広島市
- 二 実施期日 平成二十年五月二十二日
- 三 実施区域
- 佐伯区の一部
- 海老園三丁目 住居表示実施前の町名等
海老園三丁目の一部

○外務省告示第二百五十一号
平成二十二年五月四日にウランバートルで、淡水資源・自然保護計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 淡水資源・自然保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 七億五千六百万円
3 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日まで

4 署名者
日 本 側 城所卓雄在モンゴル大使
モンゴル側 ゴンボジャブ・ザンダンシヤタル
外交・貿易大臣
平成二十二年五月十八日 外務大臣 岡田 克也

○外務省告示第二百五十二号
平成二十二年五月四日にウランバートルで、人材育成競争計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 人材育成競争計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 二億四千七百万円
3 贈与の供与期限 平成二十七年十二月三十一日まで

4 署名者
日 本 側 城所卓雄在モンゴル大使
モンゴル側 ゴンボジャブ・ザンダンシヤタル
外交・貿易大臣
平成二十二年五月十八日 外務大臣 岡田 克也

○外務省告示第二百五十三号
平成二十二年四月二十八日にビサウで、ギニアビサウ共和国における「ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 八億六千五百万円
3 署名者
日 本 側 齊藤隆志在ギニアビサウ大使
国際連合児童基金側 ジョフ・ウィフィン在ギニアビサウ事務所代表
平成二十二年五月十八日 外務大臣 岡田 克也

○厚生労働省告示第二百十五号
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第一項に規定する消除予定添加物名簿を作成したのて、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十二年五月十八日 厚生労働大臣 長妻 昭

消除予定添加物名簿
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、本告示の公布の日から一年以内に既存添加物名簿（平成八年厚生告示第百二十号）からの消除を予定している添加物の名称は次のとおりである。

- 一 N-アセチルグルコサミン
- 二 アラビノガラクトン
- 三 アルカネット色素（アルカネットの根から得られた、アルカニンを主成分とするものをいう。）
- 四 アロエベラ抽出物（アロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）
- 五 エモカロテン（サツマイモの塊根から得られた、カロテンを主成分とするものをいう。）
- 六 エゴノキ抽出物（アソコクワノキの分泌液から得られた、安息香酸を主成分とするものをいう。）
- 七 エラグ酸
- 八 オキアミ色素（オキアミの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。）
- 九 オリゴN-アセチルグルコサミン
- 十 オリゴグルコサミン
- 十一 カカオ炭末色素（カカオの種子の被覆物から得られた、炭素を主成分とするものをいう。）
- 十二 ガストリックムチン（ほ乳類の胃粘膜から得られた、ムコ多糖類を主成分とするものをいう。）
- 十三 カテンキ
- 十四 カニ色素（アメリカサリガニの甲殻又は眼から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。）
- 十五 キタチアロエ抽出物（キタチアロエの葉から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）
- 十六 キハダ抽出物（キハダの樹皮から得られた、ベルベリンを主成分とするものをいう。）

十七 グッタハンカン（グッタハンカンの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）

十八 グリーントフ

十九 クワ抽出物（クワの根茎の皮から得られた、スチルベン誘導体及びフラボノイドを主成分とするものをいう。）

二十 ゲンチアナ抽出物（ゲンチアナの根又は根茎から得られた、アマログンチン及びゲンチオピクロシドを主成分とするものをいう。）

二十一 酵素処理カンゾウ（カンゾウ抽出物（ウラルカンゾウ、チウウカカンゾウ又はヨウカンゾウの根又は根茎から得られた、グリチルリチン酸を主成分とするものをいう。）にシクロロデキストリンを付加して得られたものをいう。）

二十二 酵素処理チヤ抽出物（チヤ抽出物（チヤの葉から得られた、カテンキ類を主成分とするものをいう。）にシクロロデキストリンを付加して得られたものをいう。）

二十三 酵素分解ハトムギ抽出物（ハトムギの種子を酵素分解して得られたものをいう。）

二十四 コーバル樹脂（コーバルの分泌液から得られた、アガテンジカルボン酸を主成分とするものをいう。）

二十五 コバルト

二十六 ゴム分解樹脂（ゴム（パラゴムの分泌液から得られた、ポリイソブレンを主成分とするものをいう。）を、ただし、低分子ゴム（第四十八号の低分子ゴムをいう。）を除く）から得られた、ジテルペン、トリテルペン及びテトラテルペンを主成分とするものをいう。）

二十七 コメヌカ酵素分解物（脱脂米ぬかから得られた、フィチン酸及びペプトドを主成分とするものをいう。）

二十八 ササ色素（ササの葉から得られた、クロロフィルを主成分とするものをいう。）

二十九 サトウキビロウ（サトウキビの茎から得られた、パルミチン酸ミリスルを主成分とするものをいう。）

三十 サンダラック樹脂（サンダラックの分泌液から得られた、サンダラコピマール酸を主成分とするものをいう。）

三十一 シコン色素（ムラサキの根から得られた、シコンを主成分とするものをいう。）

三十二 ジャマイカカッサ抽出物（ジャマイカカッサの幹又は樹皮から得られた、クアシン及びネオクアシンを主成分とするものをいう。）

三十三 焼成カルシウム（うに殻を焼成して得られた、カルシウム化合物を主成分とするものに限る。）

三十四 スクレロガム（スクレロチウムの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

三十五 スフィンゴ脂質（ウシの脳から得られた、スフィンゴシン誘導体を主成分とするものに限る。）

三十六 セサモリン

三十七 セスパニアガム（シロゴチヨウの種子から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

三十八 ソルバ（ソルバの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）

三十九 ソルビンハ（ソルビンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）

四十 L-ソルボース

四十一 タニン（抽出物）（クワの液皮又はタマリンドの種皮から得られた、タンニン及びタンニン酸を主成分とするものに限る。）

四十二 ダンマル樹脂（ダンマルの分泌液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）

四十三 チヤ種子サポニン（チヤの種子から得られた、サポニンを主成分とするものをいう。）

四十四 チルテ（チルテの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）

四十五 ツヌー（ツヌーの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリイソブレンを主成分とするものをいう。）

四十六 低分子ゴム（パラゴムの分泌液を分解して得られた、ポリイソブレンを主成分とするものをいう。）

四十七 電気石

- 四十八 動物性ステロール(魚油又はワシリン)にツジの毛に付着するろく糠物質から得られた、高級アルコールと α -ヒドロキシ酸のエステルを主成分とするものをいう。)
- 四十九 ドクタミ抽出物(ドクタミの葉から得られた、イソクエルシトリンを主成分とするものをいう。)
- 五十 トリアシルグリセロールリパーゼ
- 五十一 ニガキ抽出物(ニガキの幹枝又は樹皮から得られた、クアシンを主成分とするものをいう。)
- 五十二 ニガキ抽出物(ニガキの全草から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。)
- 五十三 ニガキ抽出物(ニガキの全草から得られた、セスキテルペンを主成分とするものをいう。)
- 五十四 ニストース
- 五十五 ニウコウ(ニウコウの分泌液から得られた、 α -ポスウエリン酸及び β -ポスウエリン酸を主成分とするものをいう。)
- 五十六 ニンク抽出物(ニンクのリん葉から得られた、アリスルフィドを主成分とするものをいう。)
- 五十七 パフィア抽出物(パフィアの根から得られた、エタジステロイド及びサポニンを主成分とするものをいう。)
- 五十八 ヒキオコシ抽出物(ヒキオコシの茎又は葉から得られた、エンメインを主成分とするものをいう。)
- 五十九 ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)
- 六十 ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)
- 六十一 ヒメマツタケ抽出物(ヒメマツタケの菌糸体若しくは子実体又はその培養液から抽出して得られたものをいう。)
- 六十二 ベニノキ末色素(ベニノキの種子から得られた、ノルビキシン及びビキシンを主成分とするものをいう。)
- 六十三 ベネズエラチクル(ベネズエラチクルの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリンアセタートを主成分とするものをいう。)
- 六十四 ベバー抽出物(コシヨウの果実から得られた、フェルベリン類を主成分とするものをいう。)
- 六十五 ホウセンカ抽出物(ホウセンカの全草から抽出して得られたものをいう。)
- 六十六 ホコッシ抽出物(ホコッシの種子から得られた、バクテオールを主成分とするものをいう。)
- 六十七 マツサランドバチコレート(マツサランドバチコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリンアセタートを主成分とするものをいう。)
- 六十八 マツサランドバチコレート(マツサランドバチコレートの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリンアセタートを主成分とするものをいう。)
- 六十九 メチルチオアデノシン(サツカロミセスから得られた、五-デヒドロキシ-五-メチルチオアデノシンを主成分とするものをいう。)
- 七十 モウソウチク炭抽出物(モウソウチクの茎の炭化物から抽出して得られたものをいう。)
- 七十一 モリン
- 七十二 モンタンロウ(褐炭又はリグナイトから得られた、脂肪酸とテトラコシルトリアコンタニルアルコール又は脂肪酸とヘキサコシルトリアコンタニルアルコールのエステルを主成分とするものをいう。)
- 七十三 油煙色素(植物性油脂を燃焼して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)
- 七十四 ユーカリ葉抽出物(ユーカリの葉から得られた、 β -ジクテンを主成分とするものをいう。)
- 七十五 リンターセルロース(ワタの単毛から得られた、セルロースを主成分とするものをいう。)
- 七十六 レッチュデバカ(レッチュデバカの分泌液から得られた、アミリンエステルを主成分とするものをいう。)
- 七十七 レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)
- 七十八 レモン果皮抽出物(レモンの果皮から得られた、ガラニオール及びシトラールを主成分とするものをいう。)
- 七十九 ロシディンハ(ロシディンハの分泌液から得られた、アミリンアセタート及びポリリンアセタートを主成分とするものをいう。)
- 八十 ワサビ抽出物(ワサビの根茎又は葉から得られた、イソチオシアナートを主成分とするものをいう。)

○特許庁告示第三号
工業所有権に関する手続等の特別に関する法律(平成二年法律第二十号)第三十六条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財団法人工業所有権協力センターから、調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十二年五月十八日
特許庁長官 細野 哲弘

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の事務所の所在地
第一(一)号	一般財団法人 工業所有権協力センター	本部 東京都江東区木場二丁目2番15号 深川ギヤザリア ウエスト3棟 熊谷オフィス 埼玉県熊谷市筑波一丁目26番1号 サンハイツ大和第一ビル

○防衛省告示第九十七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年五月十八日
防衛大臣 北澤 俊美

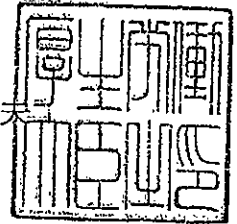
日時	区域	実施態	その他
平成二十二年六月一日から平成二十二年七月三十一日までの間	〇八〇〇から一八〇〇まで	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	〇中部地方整備局告示第七十九号 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第十条第二項の規定により、
一 登録番号	中部地方整備局長 4	二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称	財団法人愛知県建築住宅センター
二 登録番号	野田 泰弘、林 篤	三(1) 役員の名の変更	
変更前	野田 泰弘、林 篤	変更後	越智 洋、勢力 常史
変更後	越智 洋、勢力 常史	四(1) 評価員の氏名の変更	
変更前	小野田 博志	変更後	小野田 博志
変更後	小野田 博志	五(1) 詳細の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更	
変更前	藤原 博道	変更後	兼氏 康博
変更後	兼氏 康博		



厚生労働省発食安0207第1号
平成23年2月7日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月 正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 既存添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格の削除について
2. 既存添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準からの削除について

既存添加物の規格基準の削除に関する 薬事・食品衛生審議会への諮問について

1. 概要

「食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律」（平成7年法律第101号。以下「改正法」という。）附則第2条の3の規定に基づき「既存添加物名簿」（平成8年厚生省告示第120号）から消除される添加物のうち、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）において規格基準が定められているものについて、同規格基準を削除することにつき食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づき薬事・食品衛生審議会に諮問するもの。

2. 背景

改正法附則第2条の3第1項の規定により、厚生労働大臣は、「既存添加物名簿」にその名称が記載されている添加物について、その販売等の状況からみて、当該添加物等が販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表（以下「消除予定添加物名簿」という。）を作成することができることとされており、同条第2項の規定に基づき、平成22年5月18日に「消除予定添加物名簿」（80品目）を公示した。

同条第3項の規定により、何人も「消除予定添加物名簿」に関し、訂正する必要があると認めるときは、公示の日から6月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ることができることとされており、平成22年11月17日までホームページ、WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）第7条に基づく通報（G/SPS/N/JPN/255）等を通じて「消除予定添加物名簿」の訂正の申出を募集したところ、37品目について「消除予定添加物名簿」からの削除の申出があった。これらを精査したところ、25品目について申出に理由があると認めたことから、当該25品目を「消除予定添加物名簿」から消除し、残りの55品目を「既存添加物名簿」から消除することとした。

これに伴い、消除予定の55品目のうち、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格が定められている2品目及び製造基準が定められている3品目について、当該規格又は基準を削除する必要があるため、当審議会に諮問するものである。

3. 改正の内容

今回、既存添加物 2 品目の成分規格及び 3 品目の製造基準の削除について御審議いただくものである。

○成分規格の削除

- ・N-アセチルグルコサミン
- ・ダンマル樹脂

○製造基準の削除

- ・ニンニク抽出物
- ・ペパー抽出物
- ・ワサビ抽出物

4. 今後の予定

平成23年2月	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会
平成23年3月	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で文書配布 薬事・食品衛生審議会答申
平成23年4月	「既存添加物名簿」及び「食品、添加物等の規格基準」の改正